

新潟県条例第42号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号(以下この条において「削除別表細目号」という。)を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務)であつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。)	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	各市町村(第23号の2の事務)であつては、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、胎内市及び粟島浦村に限る。)
(1)~(31) (略)		(1)~(31) (略)	
9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の	新潟市、長	9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の	新潟市、長

<p>規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>	<p>岡市、三条市、柏崎市、<u>新発田市</u>、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、<u>妙高市</u>、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村</p>	<p>規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>	<p>岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市及び粟島浦村</p>
<p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)</p>	<p>三条市、<u>加茂市</u>及び上越市</p>	<p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(9) (略)</p>	<p>三条市及び上越市</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>12 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）<u>附則第2項</u>に規定する指定区域（以下この項において「指定区域」という。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第16条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第16条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第16条第4項において準用する法第10条第6項の規定による変更の協議又は認可に係る書類の受理及び県への送付</p>	<p>(略)</p>	<p>12 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）<u>附則第3項</u>に規定する指定区域（以下この項において「指定区域」という。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付 (3) 法第10条第6項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による変更の協議又は認可に係る書類の受理及び県への送付</p>	<p>(略)</p>

- (4) 法第16条第4項において準用する法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (5) 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の規定による地位の承継の協議又は承認に係る書類の受理及び県への送付
- (6) 法第16条第4項において準用する法第12条第3項の規定による地位の承継の承認に係る書類の受理及び県への送付
- (7) 法第16条第4項において準用する法第13条の規定による公園事業の休止又は廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (8) 法第16条第4項において準用する法第14条第2項の規定による認可の失効の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)

- (4) 法第10条第9項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (5) 法第12条第1項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の協議又は承認に係る書類の受理及び県への送付
- (6) 法第12条第2項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の承認に係る書類の受理及び県への送付
- (7) 法第13条（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公園事業の休止又は廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (8) 法第14条第2項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可の失効の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (9) 法第16条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付
- (10) 法第16条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)

<p>(32) (略)</p> <p>13 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第2項</u>に規定する指定区域に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(34) (略)</p> <p>13 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第3項</u>に規定する指定区域に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) <u>法第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(2) <u>法第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(3) <u>法第10条第6項の規定による変更の協議又は認可に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(4) <u>法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(5) <u>法第12条第1項の規定による地位の承継の協議又は承認に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(6) <u>法第12条第2項の規定による地位の承継の承認に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(7) <u>法第13条の規定による公園事業の休止又は廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(8) <u>法第14条第2項の規定による認可の失効の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(9) <u>法第17条第1項の規定による報告に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第20条第3項の規定による行為の許可（政令附則第3項第1号に規定するものを除く。）に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(12) <u>法第20条第6項の規定による行為に着手している旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(13) <u>法第20条第7項の規定による行為をした旨の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(14) <u>法第20条第8項の規定による木竹の植栽又は家畜の放牧の届出に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(15) <u>法第21条第3項の規定による</u></p>
---	------------	---

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>		<p>行為の許可に係る書類の受理及び 県への送付</p> <p>(16) <u>法第21条第6項の規定による 行為に着手している旨の届出に係 る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(17) <u>法第21条第7項の規定による 行為をした旨の届出に係る書類の 受理及び県への送付</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>法第22条第3項の規定による 行為の許可(政令附則第3項第2 号に規定するものを除く。)に係る 書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(20) <u>法第22条第6項の規定による 行為に着手している旨の届出に係 る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(21) <u>法第22条第7項の規定による 行為をした旨の届出に係る書類の 受理及び県への送付</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) <u>法第33条第1項の規定による 行為をしようとする旨の届出(政 令附則第3項第3号に規定するも のを除く。)に係る書類の受理及び 県への送付</u></p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) <u>法第35条第1項の規定による 報告(政令附則第3項第5号に規 定するものを除く。)に係る書類の 受理及び県への送付</u></p> <p>(30) (略)</p>
<p>14 自然公園法(以下この項において 「法」という。)に基づく事務のうち、 次に掲げるもの(国定公園に係るも のに限り、2以上の市町村の区域に 係るものを除く。)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第16条第4項において準用す る<u>法第12条第2項</u>の規定による地 位の承継の協議又は承認</p> <p>(7) 法第16条第4項において準用す る<u>法第12条第3項</u>の規定による地 位の承継の承認</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 法第20条第3項の規定による 行為(同条第5項に規定する環境</p>	<p>(略)</p>	<p>14 自然公園法(以下この項において 「法」という。)に基づく事務のうち、 次に掲げるもの(国定公園に係るも のに限り、2以上の市町村の区域に 係るものを除く。)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第16条第4項において準用す る<u>法第12条第1項</u>の規定による地 位の承継の協議又は承認</p> <p>(7) 法第16条第4項において準用す る<u>法第12条第2項</u>の規定による地 位の承継の承認</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>(14) 法第20条第3項の規定による 行為(同条第5項に規定する環境</p>

<p>大臣に協議しなければならない行為を除き、自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第2項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。</u>）の許可 (15)～(21) (略) (22) 法第22条第3項の規定による行為（同条第5項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為を除き、<u>政令附則第2項第2号イ又はロに規定する行為に限る。</u>）の許可 (23)～(65) (略)</p>		<p>大臣に協議しなければならない行為を除き、自然公園法施行令（以下この項において「政令」という。）<u>附則第3項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。</u>）の許可 (15)～(21) (略) (22) 法第22条第3項の規定による行為（同条第5項に規定する環境大臣に協議しなければならない行為を除き、<u>政令附則第3項第2号イ又はロに規定する行為に限る。</u>）の許可 (23)～(65) (略)</p>	
(略)		(略)	
<p>25 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)</p>	<p>各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、<u>燕市</u>、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町を除く。）</p>	<p>25 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)</p>	<p>各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町を除く。）</p>
<p>26 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、<u>燕市</u>、五</p>	<p>26 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、</p>

	泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町
--	--------------------------

	阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町及び湯沢町
--	-----------------------

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、津南町及び粟島浦村
2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略)	三条市、柏崎市、小千谷市、見附市、 <u>村上</u> 市、燕市、阿賀野市、胎内市及び弥彦村
(略)	
6 武器等製造法(昭和28年法律第145	三 条

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、 <u>村上市</u> 、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、津南町及び粟島浦村
2 火薬類取締法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略)	三条市、柏崎市、小千谷市、見附市、燕市、阿賀野市、胎内市及び弥彦村
(略)	
6 武器等製造法(昭和28年法律第145	三 条

<p>1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)</p>	<p>三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、十 日 町 市、村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高 市、五 泉 市、上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡 市、魚 沼 市、<u>南 魚 沼 市</u>、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町、刈 羽 村、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村</p>	<p>1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)</p>	<p>三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、十 日 町 市、村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高 市、五 泉 市、上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡 市、魚 沼 市、胎 内 市、聖 籠 町、弥 彦 村、阿 賀 町、出 雲 崎 町、湯 沢 町、津 南 町、刈 羽 村、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p>	<p>三 条 市、<u>村 上 市</u>、燕 市、阿 賀 野 市、胎 内 市、聖 籠 町、湯 沢 町、</p>	<p>3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p>	<p>三 条 市、燕 市、阿 賀 野 市、胎 内 市、聖 籠 町、湯 沢 町、</p>

	津 南 町、関 川村及 び粟島 浦村
(略)	(略)
(9) (略)	(9) (略)

(新潟県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第2条 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
(事務処理の特例)	(事務処理の特例)																
第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">加 茂 市、<u>十</u> 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市及び 五泉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)	加 茂 市、 <u>十</u> 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市及び 五泉市	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市及び 五泉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)	十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市及び 五泉市	(略)	
事 務	市町村																
(略)																	
2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)	加 茂 市、 <u>十</u> 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市及び 五泉市																
(略)																	
事 務	市町村																
(略)																	
2の2 次に掲げる事務であって、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1)・(2) (略)	十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市及び 五泉市																
(略)																	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第5号の表及び別表第7号の表の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、武器等製造法（昭和28年法律第145号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。